

平成21年第4回港区議会定例会提出予定案件

議案第104号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を改定するものです。

内 容

(1) 給料の額の改定

- ・区長 1,145,000円
 1,125,000円
- ・副区長 921,000円
 905,000円

(2) 平成21年度の期末手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

- ・3.70月 3.45月

イ 期末手当の支給月数の引下げ(平成21年12月支給分)

- ・1.75月 1.70月

(3) 平成22年度以降の期末手当の支給月数の引下げ

- ・年間支給月数の引下げ 3.70月 3.45月

施行期日 (1)及び(3)平成22年1月1日

 (2)公布の日

港区教育委員会教育長の期末手当についても、港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例第4条の規定により同様の引下げとなります。

議案第105号

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

内 容 給料の額の改定

- ・797,000円 784,000円

施行期日 平成22年1月1日

議案第106号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定するとともに、統括部長の職の廃止に伴い、給料表の9級を削除するものです。

内 容

(1) 給料月額の変改

・例：行政職給料表（一）平均改定率 1.2%

(2) 地域手当の特例支給割合の引上げ

・16% 17%

(3) 平成21年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

・管理職員以外の職員	}	4.50月	4.15月
・管理職員			
・再任用職員	}	2.35月	2.20月
（管理職員以外の職員）			
・再任用職員	}		
（管理職員）			

イ 期末手当の支給月数の引下げ（平成22年3月支給分）

・管理職員以外の職員	0.25月	0.15月
・管理職員	0.25月	0.10月
・再任用職員	}	0.10月
（管理職員以外の職員）		
・再任用職員	}	0.05月
（管理職員）		

ウ 勤勉手当の支給月数の引下げ（平成21年12月支給分）

・管理職員以外の職員 0.75月 0.70月
管理職員及び再任用職員については、平成21年6月分において措置済みです。

(4) 平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

・管理職員以外の職員	}	4.50月	4.15月
・管理職員			
・再任用職員	}	2.35月	2.20月
（管理職員以外の職員）			
・再任用職員	}		
（管理職員）			

- イ 期末手当の年間支給月数の引下げ
- ・管理職員以外の職員 3.00月 2.75月
 - ・管理職員 2.60月 2.35月
 - ・再任用職員 1.60月 1.50月
(管理職員以外の職員)
 - ・再任用職員 1.40月 1.30月
(管理職員)
- ウ 勤勉手当の年間支給月数の引下げ
- ・管理職員以外の職員 1.50月 1.40月
 - ・管理職員 1.90月 1.80月
 - ・再任用職員 0.75月 0.70月
(管理職員以外の職員)
 - ・再任用職員 0.95月 0.90月
(管理職員)

(5) 平成22年3月に支給する期末手当に関する特例

- ・平成21年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成22年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きま
- す。

(6) 行政職給料表(一)の9級を削除します。

- 施行期日 (1)、(2)及び(5)平成22年1月1日
(3)公布の日
(4)及び(6)平成22年4月1日

議案第107号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

内 容

- (1) 給料月額 of 改定
- ・平均改定率 1.2%
- (2) 地域手当の特例支給割合の引上げ
- ・16% 17%
- (3) 平成21年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ
- ア 年間支給月数の引下げ

- ・管理職員以外の職員 } 4 . 5 0 月 4 . 1 5 月
 - ・管 理 職 員 } 4 . 5 0 月 4 . 1 5 月
 - ・再 任 用 職 員 } 2 . 3 5 月 2 . 2 0 月
 - (管理職員以外の職員) } 2 . 3 5 月 2 . 2 0 月
 - ・再 任 用 職 員 } 2 . 3 5 月 2 . 2 0 月
 - (管 理 職 員) } 2 . 3 5 月 2 . 2 0 月
- イ 期末手当の支給月数の引下げ(平成22年3月支給分)
- ・管理職員以外の職員 0 . 2 5 月 0 . 1 5 月
 - ・管 理 職 員 0 . 2 5 月 0 . 1 0 月
 - ・再 任 用 職 員 } 0 . 1 0 月 0 . 0 5 月
 - (管理職員以外の職員) } 0 . 1 0 月 0 . 0 5 月
 - ・再 任 用 職 員 } 0 . 1 0 月 0 . 0 5 月
 - (管 理 職 員) } 0 . 1 0 月 0 . 0 5 月
- ウ 勤勉手当の支給月数の引下げ(平成21年12月支給分)
- ・管理職員以外の職員 0 . 7 5 月 0 . 7 0 月
- 管理職員及び再任用職員については、平成21年6月分において措置済みです。

(4) 平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

- ア 年間支給月数の引下げ
- ・管理職員以外の職員 } 4 . 5 0 月 4 . 1 5 月
 - ・管 理 職 員 } 4 . 5 0 月 4 . 1 5 月
 - ・再 任 用 職 員 } 2 . 3 5 月 2 . 2 0 月
 - (管理職員以外の職員) } 2 . 3 5 月 2 . 2 0 月
 - ・再 任 用 職 員 } 2 . 3 5 月 2 . 2 0 月
 - (管 理 職 員) } 2 . 3 5 月 2 . 2 0 月
- イ 期末手当の年間支給月数の引下げ
- ・管理職員以外の職員 3 . 0 0 月 2 . 7 5 月
 - ・管 理 職 員 2 . 6 0 月 2 . 3 5 月
 - ・再 任 用 職 員 1 . 6 0 月 1 . 5 0 月
 - (管理職員以外の職員)
 - ・再 任 用 職 員 1 . 4 0 月 1 . 3 0 月
 - (管 理 職 員)
- ウ 勤勉手当の年間支給月数の引下げ
- ・管理職員以外の職員 1 . 5 0 月 1 . 4 0 月
 - ・管 理 職 員 1 . 9 0 月 1 . 8 0 月

・再任用職員 0.75月 0.70月
(管理職員以外の職員)

・再任用職員 0.95月 0.90月
(管理職員)

(5) 平成22年3月に支給する期末手当に関する特例

・平成21年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成22年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きま
す。

施行期日 (1)、(2)及び(5)平成22年1月1日
(3)公布の日
(4)平成22年4月1日

議案第108号

平成21年度港区一般会計補正予算(第6号)

本案の概要は、別表1のとおりです。

議案第109号

平成21年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

本案の概要は、別表2のとおりです。

議案第110号

平成21年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第1号)

本案の概要は、別表2のとおりです。

議案第111号

平成21年度港区介護保険会計補正予算(第2号)

本案の概要は、別表2のとおりです。

議案第104号

内容(2)平成21年度の期末手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

イ 期末手当の支給月数の引下げ(平成21年12月支給分)

(単位:月)

	年 間	平成21年 第1回 臨時会改正	今回改正		
		6月支給分	12月支給分	3月支給分	
区 長 等	$\frac{3.70}{(0.25)}$ $\frac{3.45}{(0.25)}$	$\frac{1.70}{(0.20)}$ $\frac{1.50}{(0.20)}$	$\frac{1.75}{(0.05)}$ $\frac{1.70}{(0.05)}$		0.25

内容(3)平成22年度以降の期末手当の支給月数の引下げ

(単位:月)

	年 間	今回改正			
		6月支給分	12月支給分	3月支給分	
区 長 等	$\frac{3.70}{(0.25)}$ $\frac{3.45}{(0.25)}$	$\frac{1.70}{(0.15)}$ $\frac{1.55}{(0.15)}$	$\frac{1.75}{(0.10)}$ $\frac{1.65}{(0.10)}$		0.25

議案第106号

内容(3)平成21年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

(単位:月)

	年 間	期末手当	勤勉手当
管理職員以外の職員	<u>4.50 4.15</u> (0.35)	3.00 2.75 (0.25)	1.50 1.40 (0.10)
管 理 職 員	<u>4.50 4.15</u> (0.35)	2.60 2.35 (0.25)	1.90 1.80 (0.10)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	<u>2.35 2.20</u> (0.15)	1.60 1.50 (0.10)	0.75 0.70 (0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	<u>2.35 2.20</u> (0.15)	1.40 1.30 (0.10)	0.95 0.90 (0.05)

イ 期末手当の支給月数の引下げ(平成22年3月支給分)

(単位:月)

	年 間	平成21年 第1回 臨時会改正	今回改正	
		6月支給分	12月支給分	3月支給分
管理職員以外の職員	3.00 2.75 (0.25)	1.35 1.20 (0.15)	1.40	<u>0.25 0.15</u> (0.10)
管 理 職 員	2.60 2.35 (0.25)	1.15 1.05 (0.10)	1.20	<u>0.25 0.10</u> (0.15)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	1.60 1.50 (0.10)	0.70 0.65 (0.05)	0.80	<u>0.10 0.05</u> (0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	1.40 1.30 (0.10)	0.575 0.525 (0.05)	0.725	<u>0.10 0.05</u> (0.05)

ウ 勤勉手当の支給月数の引下げ(平成21年12月支給分)

(単位:月)

	年 間	平成21年 第1回 臨時会改正	今回改正
		6月支給分	12月支給分
管理職員以外の職員	1.50 1.40 (0.10)	0.75 0.70 (0.05)	<u>0.75 0.70</u> (0.05)
管 理 職 員	1.90 1.80 (0.10)	0.95 0.85 (0.10)	<u>0.95</u>
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.75 0.70 (0.05)	0.375 0.325 (0.05)	<u>0.375</u>
再任用職員 (管 理 職 員)	0.95 0.90 (0.05)	0.45 0.40 (0.05)	<u>0.50</u>

内容(4)平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

ア 年間支給月数の引下げ

(単位:月)

	年 間	期末手当	勤勉手当
管理職員以外の職員	<u>4.50 4.15</u> (0.35)	3.00 2.75 (0.25)	1.50 1.40 (0.10)
管 理 職 員	<u>4.50 4.15</u> (0.35)	2.60 2.35 (0.25)	1.90 1.80 (0.10)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	<u>2.35 2.20</u> (0.15)	1.60 1.50 (0.10)	0.75 0.70 (0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	<u>2.35 2.20</u> (0.15)	1.40 1.30 (0.10)	0.95 0.90 (0.05)

イ 期末手当の年間支給月数の引下げ

(単位:月)

	年 間	今回改正		
		6月支給分	12月支給分	3月支給分
管理職員以外の職員	<u>3.00 2.75</u> (0.25)	1.35 1.20 (0.15)	1.40 1.30 (0.10)	0.25
管 理 職 員	<u>2.60 2.35</u> (0.25)	1.15 1.00 (0.15)	1.20 1.10 (0.10)	0.25
再任用職員 (管理職員以外の職員)	<u>1.60 1.50</u> (0.10)	0.70 0.65 (0.05)	0.80 0.75 (0.05)	0.10
再任用職員 (管 理 職 員)	<u>1.40 1.30</u> (0.10)	0.575 0.55 (0.025)	0.725 0.65 (0.075)	0.10

ウ 勤勉手当の年間支給月数の引下げ

(単位:月)

	年 間	今回改正	
		6月支給分	12月支給分
管理職員以外の職員	<u>1.50 1.40</u> (0.10)	0.75 0.70 (0.05)	0.75 0.70 (0.05)
管 理 職 員	<u>1.90 1.80</u> (0.10)	0.95 0.90 (0.05)	0.95 0.90 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	<u>0.75 0.70</u> (0.05)	0.375 0.35 (0.025)	0.375 0.35 (0.025)
再任用職員 (管 理 職 員)	<u>0.95 0.90</u> (0.05)	0.45	0.50 0.45 (0.05)

平成21年度港区一般会計補正予算(第6号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	686,801	2,740	684,061		2,740	1 職員人件費の減 (1)一般職員 2,740 (2,740)
2 総務費	21,915,101	237,820	21,677,281		237,820	1 職員人件費の減 (1)特別職 (2)一般職員 237,820 (1,386) (236,434)
3 環境清掃費	6,437,022	64,810	6,372,212		64,810	1 職員人件費の減 (1)一般職員 64,810 (64,810)
4 民生費	47,331,482	212,243	47,119,239	繰入金 938,430	726,187	1 職員人件費の減 (1)一般職員 197,562 (197,562) 2 安心できる保健・医療体制の推進に要する経費の減 (1)国民健康保険事業会計繰出金の減 5,833 (5,833) 3 地域で支え合う体制整備に要する経費の減 (1)後期高齢者医療会計繰出金の減 2,713 (2,713) 4 介護サービス・高齢者福祉サービスの充実に要する経費の減 (1)介護保険会計繰出金の減 6,135 (6,135) 5 児童福祉施設建設費の財源更正 -
5 衛生費	5,448,584	49,189	5,399,395		49,189	1 職員人件費の減 (1)一般職員 49,189 (49,189)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 産業経済費	2,783,642	10,262	2,773,380		10,262	1 職員人件費の減 (1)一般職員 10,262 (10,262)
7 土木費	16,757,722	97,919	16,659,803		97,919	1 職員人件費の減 (1)一般職員 97,919 (97,919)
8 教育費	30,845,263	263,447	30,581,816		263,447	1 職員人件費の減 (1)教育長 (367) (2)一般職員 (195,944) (3)指導主事 (3,567) (4)教職員 (63,569)
歳出合計	134,746,603	938,430	133,808,173	938,430		

繰入金	千円 938,430
-----	---------------

平成21年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	447,881	5,833	442,048	繰入金 5,833	1 職員人件費の減 (1)一般職員 5,833 (5,833)
歳出合計	20,257,745	5,833	20,251,912	5,833	

平成21年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	209,623	2,713	206,910	繰入金 2,713	1 職員人件費の減 (1)一般職員 2,713 (2,713)
歳出合計	3,892,679	2,713	3,889,966	2,713	

平成21年度港区介護保険会計補正予算(第2号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	501,341	6,135	495,206	繰入金 6,135	1 職員人件費の減 (1)一般職員 6,135 (6,135)
歳出合計	11,081,658	6,135	11,075,523	6,135	